

様式2 保証書の様式

保証書

年 月 日

南知多町長 様

[] (以下「保証人」という。)は、師崎港観光センター周辺整備運営事業 (以下「本事業」という。)に関連して、事業者が南知多町との間で令和●年●月●日付で締結した師崎港観光センター周辺整備運営事業事業契約書 (以下「事業契約」という。)に基づいて、事業者が南知多町に対して負担する本保証書第1条の債務を事業者と連帯して保証する (以下「本保証」という。)。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるものと同様の意味を有する。

(保証)

第1条 保証人は、事業契約第41条に基づく事業者の南知多町に対する債務 (以下「主債務」という。)を連帯して保証する。なお、保証人によるかかる保証の効力は、事業者が解散した場合であってもなお存続する。

(通知債務)

第2条 南知多町は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、南知多町による通知の内容に従って、当然に変更される。

(履行の請求)

- 第3条 南知多町は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、南知多町が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。南知多町及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定する。
 - 3 保証人は、金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債

務の履行を完了しなければならない。

(求償権の行使)

第4条 保証人は、事業契約に基づく事業者の南知多町に対する債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって権利を行使してはならない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、事業契約に基づく事業者の主債務が終了又は消滅した場合には、当然に終了する。

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証は、日本国の法令に準拠し、これに解釈される。

以上の証として本保証を2部作成し、保証人はこれに署名し、1部を南知多町に差し入れ、1部を自ら保有する。

令和 年 月 日

(保証人)

所在地

商号又は名称

代表者名

印